

村井副町長による「院政」は許さない！（１）

1, 「平成19年通達」とは・・・

平成19年度の瀧町長通知は、以下の内容で当時の村井総務課長名で『庁中一般』
として伝えられました。内容は、以下の通りです。

（なお、町長名で泉田議長宛に『周知依頼』の文書が同日に発布された）

「議会議員が政務調査のため行う情報の提供依頼があった場合、その
内容が安平町情報公開条例に基づき公開可能とされるものについては、
・・・公文書公開請求書の提出を省略し、資料提供できることとする。」

（平成19年6月8日）

「公文書公開請求書の提出を省略しとは、『提出の手続きを省略する』と
いう意味。」

※上記を『19年通達』と呼ぶ。

2, 変えられたところ・・・村井副町長は何を恐れて、「19年通達」を変えるのか？

（1）「情報公開条例によることを原則とする」と変える。
従って、①コピー代を支払う。

理由、「一般町民との公平性の観点」から。

つまり、「町民が払うんだから、議員達も払え」という
村井副町長の主張が書かれてた。

（2）『政務調査の目的』を書け、と変えられる。

※これは議員をも「管理する」という発想だ。

一般町民が情報公開請求する場合は、原則不要。目的は書かない。

（3）『閲覧の方法』による公開請求の場合は、町民と全く同じ方法で安平町情報
公開条例に従わせる・・・と変える。

3, 村井副町長の「3つの言い分」に対する反論

私は、遠浅と安平町の公民館工事に関する「下請け請負人選定通知書」の開示を
求めました。その際、村井副町長から担当課にストップがかかり、その上で、
上記の「19年通達」の改悪が行われました。

その際、村井副町長が主張したのは、以下の3点ですが、私は2度、1時間以上かけて反論しました。(1度目は、1対1で。2度目は町長を含めた話し合いで)

(村井主張 1) なぜ、議員がコピー代を払わないのか。特別扱いにするのか？

(反論)

議員が情報公開を求めるのは、町政の現状を調査し議会質問するための職務遂行のためだ。その意味では、一般町民と同列には出来ない。
議員の資料請求は、必要な社会的に要請される行為であって、コピー代を支払わないのは、いわゆる「差別的特別扱い」ではない。

(村井主張 2) 議員が要求すれば「何でもかんでも」出さなければならないのか。

(反論)

何でもかんでもとは、一言も言っていない。
そもそも、『19年通達』には、「その内容が安平町情報公開条例に基づき公開可能とされるものについては」と、条件がつき限定されている。
なんでもかんでもではない。
議員に対する資料提供は、公文書公開請求書の提出を省略したものに過ぎない。

(村井主張 3) 「情報」を出来るだけ出さないようにする立場(役場側)と出きるだけ『出させようとする立場』がある。そのせめぎ合いの問題だ。

(反論)

『情報』自体に対する認識に間違いがある。まちづくり基本条例では、『情報』を「町民共有の財産」と言っている。
役場が持っている『情報』は、町民の共有財産だ。
『情報公開条例で開示が認められているものは、公開されるべきものだ。役場が「出来るだけ出させないようにする立場」という認識は、そもそも、『情報』に対する基本認識が間違っている。

以上の『論争』(?)は、長時間2回行われましたが、村井副町長から納得できる説明・反論はなく、同じ主張くりていたと言う印象です。

(遺憾に思った村井発言)

1回目に議論した時、私は『19年通知』に関して一生懸命説明しました。
私が、「公文書公開請求書の提出を省略し」とある事を説明しまいたが、
村井副町長は、『そんなことはない。あり得ない』と『19年通知』の中身を強

く否定しました。その時、「あのときは、オレが総務課長をやっていたんだ。そんなことを書くはずがない』とまで言いました。

押し問答の末、1時間くらい経ってから村井副町長は、田中総務課長に電話をしコピーを受け取りました。

『19年通知』を読んだ村井副町長は、「たしかに、これを読むと吉岡さんの言うとおりになるな』と言った後で、『そんなつもりで書いたのじゃない』と言い出し、「これは変える必要がある』とまで言いました。

そのあと、かなり時間がたって、この度の『19年通知』の廃棄と新しい『通知』になったのです。

いくら何でも、それはないんじゃないですか？

『そんなつもりじゃなかった』なんて。

瀧町長の命令で自分が書いた文書じゃないですか？

しかも、『変える必要がある』なんて。

村井さん、いつから町長になったんですか？町長は及川秀一郎さんですよ。